

東京地方裁判所平成30年（再）第6号

平成30年4月18日

債権者各位

株式会社スマートデイズ
保全管理人 弁護士 清水祐介

保全管理（破産移行準備期間）のお知らせ

前略

株式会社スマートデイズ（以下「スマートデイズ」といいます）は、民事再生手続開始の申立てをなし、東京地方裁判所において審理中のところ、本日、当該申立てが棄却されました。同時に東京地方裁判所はスマートデイズについて保全管理命令及び包括的禁止命令を発令し、当職が保全管理人に選任されました。スマートデイズの管理処分権は当職に専属しております。

スマートデイズについて、民事再生手続は開始されません。本日以降、保全管理のもと破産手続への移行準備期間に入ります。追って破産手続が開始される予定です。

破産手続開始が決定されましたら、各位あて裁判所から書面で通知されますので、通知をお待ち下さい。

連絡先については従来と変更ありません。

スマートデイズ 保全管理対策室

電話番号 03-5524-5554

受付時間 9:00～18:00

E-mail sl_support@smt-days.co.jp

添付：・保全管理命令
・包括的禁止命令

決 定

東京都中央区銀座一丁目7番10号
再生債務者 株式会社スマートデイズ
代表者代表取締役 赤間 健太

主 文

- 1 株式会社スマートデイズについて保全管理人による管理を命ずる。
- 2 保全管理人として、次の者を選任する。

東京都中央区銀座8-9-11 銀座天國ビル4階
ひいらぎ総合法律事務所
弁護士 清水 祐介

平成30年4月18日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 永 谷 典 雄

裁判官 上 拂 大 作

裁判官 佐 野 尚 也

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 鈴木 亜紀子



決 定

東京都中央区銀座一丁目7番10号

再生債務者 株式会社スマートデイズ

代表者代表取締役 赤間 健太

当裁判所は、民事再生法251条、破産法25条2項、1項に規定する特別の事情があるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

本件再生手続開始の申立ての棄却後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成30年4月18日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 永 谷 典 雄

裁判官 上 拂 大 作

裁判官 佐 野 尚 也

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 鈴木 亜紀子

